

## 第 1 回 確認テスト

問 1 成年被後見人が後見人の同意を得てした法律行為は、取り消すことができない。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 2 未成年者が債務を免除する旨の債権者からの申し込みを承諾する場合、法定代理人の同意を得ることを要しない。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 3 補助開始の審判がなされた場合、審判とともに同意権付与又は代理権付与の審判をしなければならない。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 4 成年被後見人が契約を締結するに当たって、詐術を用いた場合には、相手方が詐術と知りつつ契約を締結したとしても、その成年後見人は、当該契約を取り消すことができない。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 5 不在者財産管理人が不在者所有の財産の管理を著しく怠っているときは、家庭裁判所は、不在者の生存が明らかであっても、利害関係人の請求により、管理人を改任することができる。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 6 特別失踪では、事故から 1 年を経過した時に死亡したものとみなされる。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 7 権利能力なき社団が不動産を取得した場合、権利能力なき社団名義で登記をすることはできず、代表者又は構成員名義で登記するほかはない。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問 8 甲が真意では買い受けるつもりがないのに、乙から土地を買い受ける契約をした場合において、乙が注意をすれば甲の真意を知ることができたときは、売買契約は無効である。

答え	<input type="text"/>
----	----------------------

問9 AとBとが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Aは、売買代金を善意のCに譲渡した。Bは、土地の売買契約が無効であるとして、Cからの代金支払請求を拒むことはできない。

答え	
----	--

問10 A所有の土地について売買契約を締結したAとBとが通謀してその代金の弁済としてBがCに対して有する金銭債権をAに譲渡したかのように仮装した。Aの一般債権者であるDがAに帰属するものと信じて当該金銭債権の差押えをした場合、BはDに対し、当該金銭債権の譲渡が無効であることを主張することはできない。

答え	
----	--

## 答え

問1 × P2 参照

問2 ○ P2 参照

問3 ○ P4 参照

問4 × P5 参照

問5 × P6 参照

問6 × P7 参照

問7 ○ P10 参照

問8 ○ P12 参照

問9 ○ P13 参照

問10 ○ P13 参照